

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（411））
2. 日時：平成29年10月10日 10時00分～12時14分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、大塚安全審査官、田尻安全審査官、穂藤保安規定係長、土野技術参与

（火災対策室）

三浦室長

（システム安全研究部門）

加藤技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：参与（安全技術担当） 他10名

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「8条 火災による損傷の防止」及び「41条 火災による損傷の防止」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 他条文（アクセスルート等）の資料に記載のフロア図と階層の名称が異なるため、整合をとり提示すること。
- 屋上に設置する耐火壁の耐候性を整理して提示すること。また、屋上に耐火壁設置後、アクセスに支障がないことを整理して提示すること。
- 火災区域及び火災区画の設定及び火災影響評価（火災伝播評価含む）について、一連の流れを整理して提示すること。
- 持込み可燃物管理について、火災荷重を考慮することを追記して提示すること。
- 火災区域特性表について、火災区域R-3を例に整理して説明すること。
- 配管室について、着火源となるものがないため火災防護不要としていることを明示すること。
- 地下ケーブルトンネルの換気設備について、図示すること。
- 緊急時対策所について、火災防護対策不要としている区画で火災が発生した場合、機能喪失しないことを整理して提示すること。
- 緊急時対策所の各フロアの火災防護対策について、整理して提示すること。
- 可搬型重大事故等対処設備の保管場所の感知・消火設備のレイアウトを提示

すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 火災による損傷の防止
- ・ 東海第二発電所 火災による損傷防止（審査会合コメント回答）
- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（火災による損傷の防止について）
- ・ 東海第二発電所 内部火災（重大事故等対処施設）について
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について（補足説明資料）